



こうつうあんぜん  
交通安全テスト  
ねんせいよう  
(3・4年生用)

こた あ  
答え合わせ



- ① 暗くなつてから自転車に乗る時は、  
自転車の〇〇〇を点けて運転しないといけない。  
〇 に当てはまる言葉を書きましょう。

★かいせつ★

〇 に入るのは 「前照灯 (ライト)」 です。  
自転車のライトは道路をてらすためだけではなく、  
他の車やバイクに自分がいることを気づいてもらう  
役目もあるので、暗くなつてからはかならずライト  
を点けましょう。



- ② 友達といっしょに自転車で帰る時に、友達と話をしながら横にならんで帰  
つた。  
正しければ 〇 を、間ちがってれば × を書きましょう。

★かいせつ★

自転車が横にならんで走るとは、ほうりつで  
きん止されています。  
まわりの通行している人たちが通りにくくなる  
だけでなく、あぶないのでやめましょう。



「へい進か」のひょうしき

ただし、右の「へい進か」のひょうしきがある  
場所では、他の自転車とならんで走ることができます。

- ③ 自転車で下の図のような道路を通る時、どんな所に気をつけて通ればよ  
いでしょうか。  
右のわく内に正しい答えを書きましょう。

★かいせつ★

右のひょうしきは  
「一時てい止」のひょうしきです。



このひょうしきがある所では、  
白線 (てい止線) の手前で一度とまって、  
車等が来ていないか右左右の後ろの安全をよくかくにんしてから通りましょう。

こたえ  
答え

一時てい止して、右左右の後ろの安全  
をよくかくにんして、車等が来ていない  
かよく見て通る。

等

## <交通安全テスト> 解答・解説(3・4年生用)

- ① 暗くなってから自転車に乗る時は、自転車の〇〇〇を点けて運転しないといけない。

○ に当てはまる言葉を書きましょう。

【問題のポイント】

- ★ 暗くなってから自転車を運転するときは、**ライト**を点けて運転しなければなりません。

【関係法令等】

- 道路交通法 第52条第1項(車両等の灯火(抜粋))  
車両等は、夜間(日没時から日出時までの時間をいう)、道路にあるときは、政令(道路交通法施行令 第18条 道路にある場合の灯火)で定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。  
政令(道路交通法施行令 第19条 夜間以外の時間で灯火をつけなければならない場合)で定める場合(トンネルの中など)においては、夜間以外の時間であっても、同様とする。
- 交通の方法に関する教則 第3章第1節1(自転車に乗るに当たっての心得)  
(10) 自転車に乗るときは、運転者から見やすいように、明るい目立つ色の衣服を着用するようにしましょう。夜間は、反射材用品等を着用するようにしましょう。
- 交通の方法に関する教則 第3章第2節2(走行上の注意)  
(13) 夜間はもちろん、昼間でもトンネルや濃霧の中などでは、ライトをつけなければならないなりません。また、前から来る車のライトで目がくらんだときは、道路の左端に止まって対向車が通り過ぎるのを待ちましょう。

<指導のポイント>

夜間の無灯火運転は禁止されています。

自転車のライトは暗い夜道を照らすだけでなく、遠くにいる車の運転手や通行中の自転車・歩行者に自分の存在を早く知らせることができます。

大阪府警察では、暗くなる前からの車両の早期ライト点灯を呼びかけています。

- ② 友達と一緒に自転車で帰る時に、友達と話をしてしながら横に並んで帰った。

正しければ ○ を、間違っていれば × を書きましょう。

【問題のポイント】

- ★ 原則、横に並んで走行(並進)してはいけません。

【関係法令等】

- 道路交通法 第19条(軽車両の並進の禁止)  
軽車両は、軽車両が並進することとなる場合においては、他の軽車両と並進してはならない。
- 道路交通法 第2条第1項第8号・第11号(概要)
  - ・ 車両とは自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
  - ・ 自転車は、軽車両に分類される。

- 道路交通法 第63条の5（普通自転車の並進）  
普通自転車は、道路標識等により並進することができることとされている道路においては、第19条の規定にかかわらず、他の普通自転車と並進することができる。ただし、普通自転車が3台以上並進することとなる場合においては、この限りでない。
- 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））  
(5) ほかの自転車と並んで走ったり、ジグザグ運転をしたり、競走したりしてはいけません。

<指導のポイント>

自転車の並進は台数に関係なく、法律で禁止されています。  
ただし、並進可の標識がある場合は2台までであれば並進できます。

③ 自転車で下の図のような道路を通る時、どんな所に気を付けて通ればよいでしょうか。

右の枠内に正しい答えを書きましょう。

【問題のポイント】

- ★ 自転車が、一時停止標識がある交差点を通過しています。  
自転車は軽車両であり、車の仲間ですので、標識に従い停止線手前で一時停止して安全を確保してから通行しなければいけません。

【関係法令等】

- 道路交通法 第43条（指定場所における一時停止（抜粋））  
車両等は、交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合にあつては、交差点の直前）で一時停止しなければならない。この場合において、当該車両等は、第36条第2項の規定に該当する場合のほか、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。
- 交通の方法に関する教則 第3章第2節3（交差点の通り方(抜粋)）  
(2) 信号機などによる交通整理が行われていない交差点に入るときは、次のことに注意しましょう。  
ア 「一時停止」の標識のあるところでは、一時停止をして、安全を確かめなければなりません。  
イ 交差点に入るときは、交通量の少ないところでもいきなり飛び出さないで、安全を十分確かめ、速度を落として通りましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険ですから一時停止をして安全を確かめましょう。

<指導のポイント>

一時停止標識は、周りが見えにくい危険な箇所等に設置されています。  
自転車運転中はもちろん、事故に遭わないために、歩行中でも立ち止まって必ず左右の安全確認を行ってから通行しましょう。